

【平成28年第2回定例会 文教委員会委員長報告資料】

平成28年6月16日 文教委員長 松原 成文

○「議案第92号 川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例改正前と改正後の点検整備時間について

条例改正前のスポーツ・文化総合センターのトレーニング室は1日の利用時間帯を4区分とし、各区分の間にトレーニング機器の調整等を行うため、10分の中間時間を設けることとしていた。今回の条例改正では、トレーニング室の利用を時間制とすることで、中間時間の設定がなくなることから、事業者が利用状況を勘案し、トレーニング機器等が使用されていない時間に点検整備を実施していく。併せて、閉館時間においても機械等の点検整備を実施していく。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第95号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について」

《意見》

* 公立保育園の民営化には反対の立場のため、公立保育園の廃止に関する本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第96号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

○「議案第97号 川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも保育士の配置要件の特例等に関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* 「市長が認める者」に関する基準及び運用について

「市長が認める者」として、具体的には保育所で保育業務に従事した期間が十分にある者、家庭的保育者、今年度から始まる子育て支援員研修のうち、地域型保育コースを修了した者などを想定している。この「市長が認める者」は実施要綱で規定し、民間保育所にも周知をした上で、国の改正省令にのっとって運用していきたいと考えている。

* 「保育の質」の考え方について

保育の質については、職員配置基準や面積基準を満たしていることが大前提であるが、その環境の中で、保育を実践する職員一人一人が、子どもの発達や養護、

教育といったものの基本的な考え方及び保育内容を十分に理解し、計画性のある保育を実践することで担保されるものと考えている。さらに、職員一人一人が保育の担い手であるとの自覚を持ち、保育の実践や日々の反省、また、職員相互の話合いや研修を通じた保育の専門性や職員同士のコミュニケーションの向上によって保育の質も向上していくものと考えている。今回の条例改正により特例で配置される職員については、こうした自覚や行動が実践できる能力を有すると認められる者となるよう、制度を適正に運用していきたいと考えている。

*** 「保育の質」の向上の取組について**

本市の保育事業において市がリーダーシップを発揮し、民間保育所の運営支援や保育従事者に対する人材育成の取組を強化する必要があると考えている。

そのため、本年4月にこども未来局に運営管理課及び人材育成担当を、また、各区保育総合支援担当を新設し、これまで公立保育所運営の中で蓄積してきた専門的技術や知識を民間保育所と共有しながら、保育士への研修や訪問連携等を通じて子ども一人一人に寄り添い、保護者の支援を担える人材を育成していきたいと考えている。

*** 特例により配置される保育士のモニタリング及びチェック体制について**

日々の保育の実践や反省の中で保育士のレベルアップを図る取組を行っており、保育士の指導力や教育力、養護力を高めるために必要な手段と考えている。現在、民間保育所の運営支援・指導機能強化のために新設した組織において、今後の支援・指導の計画を策定し、実践を始めている。保育現場において職員が発見する課題や問題点をその保育所だけにとどめず、こども未来局の中で共有し、市全体の保育の質を向上させるためにフィードバックさせていきたいと考えている。

《意見》

* 本条例改正には保育基準の規制緩和につながる内容が含まれているため、議案2件については賛成できない。

《議案第96号の審査結果》

賛成多数原案可決

《議案第97号の審査結果》

賛成多数原案可決

○ 「議案第99号 川崎市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 市立商業高等学校から幸高等学校への名称変更及び学科改編後におけるこれまでの商業高等学校の特色の継承について

全日制課程に新設する普通科においても、問題解決的な学習や少人数のゼミ形式の学習を取り入れるなど、これまでの商業高校の特色及び伝統をいかした学校づくりを進めていきたいと考えている。

* 名称変更之际して実施したアンケートにおける「幸高等学校」以外の名称の候補

について

名称変更の候補については主に三つあり、一つ目が「幸高等学校」、二つ目が「かわしょう」の呼称を大事にしたいといった理由から「川崎樟朋高等学校」、三つ目がこれまでと同じ名称を残してほしいとの理由から「川崎商業高等学校」であった。

* 名称変更に伴う校歌の取扱い及び教育理念の考え方について

校歌の取扱いについては検討中であるが、現在の校歌の歌詞には「商業」の文言が含まれていないため、名称変更後も現行の校歌の使用が可能であると考えている。また、今回の改正により商業科がなくなるわけではないため、これまでに培ってきた理念を大事にしつつ学校づくりを進めていきたいと考えている。

《意見》

- * 条例改正により、商業高校に普通科が新設されることになるが、商業科や普通科、又は県立や市立などでそれぞれの役割があると考えられるため、受験をする学生に対して、違いがはっきりと分かるようなアピールの仕方を工夫してほしい。
- * 定時制商業科は川崎総合科学高等学校へ移行されることとなるが、地域に密着した定時制課程は、地域から通う様々な困難や課題を抱える生徒たちの学習の場として必要であるとの立場から、現在の場所にある定時制課程を廃止することとなる本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第109号 黒川地区小中学校新設事業の契約の変更について」

《主な質疑・答弁等》

* 給食室工事期間中に児童生徒が持参する弁当の衛生管理について

小学校においては、児童が持参する弁当を各階に設置されている空調付きの配膳室で一括保管する。中学校については、現状と同様に生徒自身で保管する形態となるが、教室等にも空調が整備されているため、衛生面での問題はないと考えている。

* 保護者への説明について

はるひ野小中学校の工事については、保護者説明会において説明するとともに、全ての保護者に対して通知している。

* 他の学校との教育環境の格差について

全ての学校を一度に新しくすることは困難であるが、学校施設長期保全計画に基づき、老朽化した学校施設を対象に早期に機能の底上げを図っていきたいと考えている。

* はるひ野中学校をモデルとした各学校における給食実施の考え方について

現在、各学校を訪問し、様々な意見を聞きながら、円滑な給食実施についての話し合いを行っており、はるひ野中学校に限らず、全ての中学校で安心・安全な給食を実施できるよう取組を進めていく。

《意見》

* これまでPFI方式や当初計画されていた習熟度別学習の導入等に課題があることから、黒川地区小中学校新設事業については、契約締結時から反対をしてきた経緯がある。しかしながら、今回の契約変更は、校舎等の増築、給食室改修に伴う維持管理業務の追加及び中学校給食業務の追加に関するものであるため、中学校給食の実現を推し進める立場から、本議案には賛成である。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第111号 川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 要件緩和の特例期間の考え方について

教育・保育の質を落とさずに、保育教諭が行う業務について、要件を一定程度緩和する今回の改正については、多様な教育・保育の担い手確保の観点からは必要であると考えているが、実施期間等については、国の動向を踏まえて適切に対応していきたい。

* 条例改正による効果について

現在、市内には幼保連携型認定こども園が2園あり、保育教諭については充足しているが、園児の登園又は降園の時間帯等については非常勤嘱託員等の確保に課題があると聞いているため、今回の条例改正による要件緩和は、そのような時間帯での活用に有効と考えている。

《意見》

* 今回の改正は幼児教育の質にも関わってくるため、課題等があればしっかりと把握した上で、改善の取組をしてほしい。

* 本条例改正には保育基準の規制緩和につながる内容が含まれているため、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「請願第1号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願」

《審査結果》

取り下げ承認